

「教育実践学研究」査読要領

1998年11月15日	編集委員会承認
1999年 4月14日	改訂
1999年11月14日	改訂
2001年11月11日	改訂
2004年11月21日	改訂
2012年11月 3日	改訂
2013年 5月19日	改訂

本要領は、『教育実践学研究』への投稿論文（原著論文、実践研究報告、資料、総説・展望）の査読の作業について編集委員会、編集責任者、査読者および著者の役割を定めたものである。

1. 投稿の受理

編集委員会は、編集委員会事務局を通して受付日と受付番号を記入した受付通知を著者に送付する。ただし、投稿に不備がある場合には受け付けず返却する。

2. 論文の審査

編集委員会は論文を受付けた後、直ちに論文審査を行う。論文審査は投稿論文が投稿規定を満たしているか、についての形式上のチェックを行う。このチェックを通過した投稿論文が査読にかけられ、通過しない場合は著者に直ちに返却される。この業務に関しては編集委員会事務局が代行することがある。

なお、この検査は投稿の初回にのみ行い、査読による修正時には行わない。

3. 査読者の決定

編集委員会は、投稿論文ごとに査読者3名を決定する。その内の1名を編集責任者、他の2名を査読者と呼ぶ。編集責任者は編集委員の中から選出される。ただし、適切な編集責任者が見あたらない場合は編集委員に限らず会員の中から選出し、依頼するものとする。査読者の選定は、著者が投稿時に提出する投稿票の分野・キーワードに基づき、人選を行う。編集委員会事務局は各査読者に論文名を記載した依頼状を送付し、査読を依頼する。査読者は依頼を受けてから1週間以内に諾否を編集委員会事務局に報告する。編集委員会事務局は、論文1部と査読結果報告用紙一式を送付する。その後、査読者は1ヶ月以内に査読結果を編集委員会事務局に報告する。

なお、査読者が査読依頼を受け入れられない場合は、同様の手続きで新たな査読者を選定して依頼する。

4. 査読

査読者は査読評価にしたがって必要項目に記入し、最終的に次の1つに判定し、付随意見を記述し、査読結果報告書を作成する。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 掲載可 | 投稿論文のままで掲載してよい。 |
| 2 条件付掲載可 | 若干の修正を求めた上で掲載する。 |
| 3 修正後再審査 | 著者に修正を求めた上で再審査する。 |
| 4 掲載不可 | 本学会の論文として掲載できない。 |

ただし、内容的には十分掲載に値するが、論の進め方などの論文の構成に不十分な場合がある場合は、論文指導を行う場合がある。

5. 査読の指針

査読に当たっては、以下の点を考慮する。

- (1) 教育実践研究の論文として内容が一定の水準に達しているか、教育実践研究は広範な領域に及んでいることから、特定の立場ではなく広い視点で評価する。
- (2) 原著論文の場合、オリジナリティがあるか、新規で重要な内容が提示されているか、関連研究との比較が十分されているか。
- (3) 実践研究報告の場合、教育実践の改善と具体的な提言があるか、実践研究の結論が明解か、実践結果が読

者に有用であるか。

(4) 資料の場合、類似の資料との差が議論されているか、その資料を読者が読んでさらなる研究の発展を遂げると判断されるほど、精緻で有用なものか。

(5) 総説・展望の場合、関連事項は十分網羅されているか、バランスの取れた視点から議論や評価がなされているか、新しいまたは有効な理論・仮説・方法論・政策等が提案されているか。

(6) 内容上誤りや脱落がないか。不用・冗長な箇所がないか。

(7) 読者が広い分野にわたっていることを考慮した記述となっているか。

これらに関して重大な不備・不適切があると判断した場合には、それについて付記した上、掲載不可と判定する。

6. 査読結果の扱い

編集事務局は査読者から送られてきた報告書を編集責任者に送付する。編集責任者は1週間以内に自己の査読結果と各査読者の報告を総合して、査読判定基準に従い最終判断を行い、編集委員会にただちに報告する。編集責任者が「条件付掲載可」、「修正後再審査」あるいは「掲載不可」と判定した場合、査読者が示した著者への意見をまとめ、査読結果間に不整合が生じて著者を混乱させないよう配慮して、修正意見を作成する。また、編集責任者は査読者の報告に従い論文指導依頼を編集委員会に行うことができる。

編集責任者が、「条件付掲載可」か「修正後再審査」と判断した場合の再査読は、編集責任者の責任のもとに当該査読者が行う。再査読は2回までとする。

7. 論文指導

投稿された論文のうち、内容的には掲載可能であるが、学術論文としての構成を整える必要があると判断された場合に、論文指導を行う。目的は、論文として十分読めるレベルにすることである。この判断を編集責任者が行った場合、著者には編集事務局からそのことが連絡され、著者が認めれば論文指導が行われる。認めない場合は、掲載不可として扱う。編集委員会は、会員の中から指導担当者を1名選び、指導を依頼する。ただし、著者が指導担当者が適切でないと判断する場合には、その理由を添えて編集事務局に申し出て、編集委員会で認められれば論文指導員を変えることができる。

なお、指導は、著者の論文取り下げとして扱われ、指導が終わった後に新規投稿できるものとする。この場合、なるべく査読者は指導前と同じとする。

8. 採否の決定

査読者のうち、2名以上が「掲載不可」と判定した場合には、当該論文は掲載不可となる。編集委員会は、査読者の判定と意見を著者に送り、掲載不可の連絡を行う。

その他の場合には、編集責任者は、各査読者の査読結果報告書とそれをまとめた査読結果報告書を編集委員会に提出する。編集委員会はこれらの報告に基づき、論文の採否を決定する。

9. 著者からの連絡等

著者は編集委員会事務局に問い合わせや取り下げの連絡を行うことができるが、査読者等とは直接連絡を取ることはできない。

10. 編集委員の論文

編集委員が著者になる論文に関する議事は、編集委員会において当該委員が退席したうえで行うものとする。